

第6回

阿南町消防団 検討委員会

令和4年10月31日（月）

目次

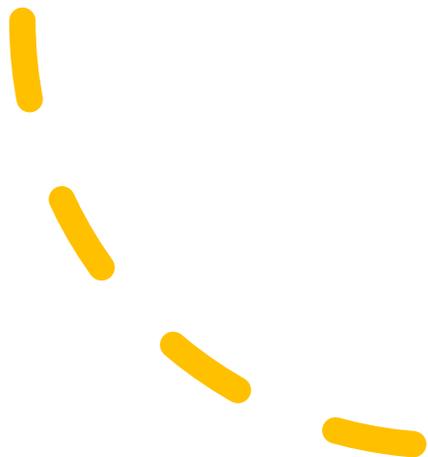
1 『消防嘱託員制度へのアンケート』結果について

P3~P25

2 『消防嘱託員制度へのアンケート』結果を踏まえた
改正方針案について

P26~P38

1 『消防嘱託員制度へのアンケート』 結果について



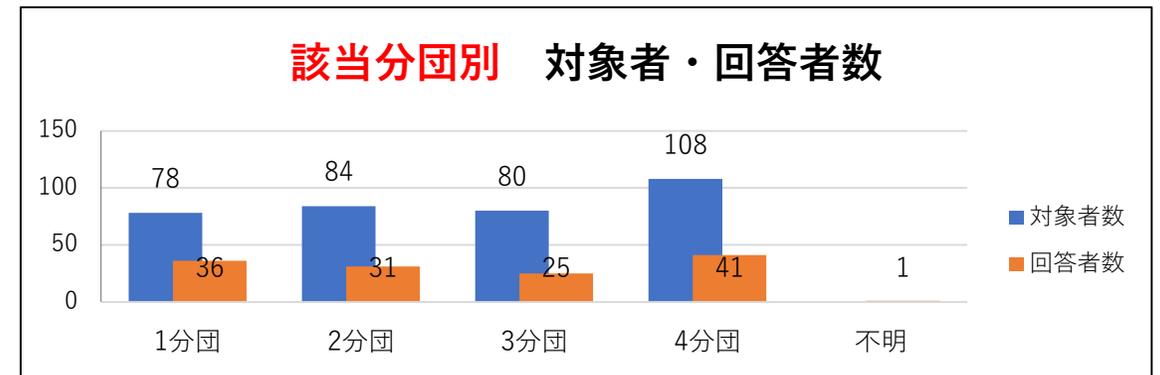
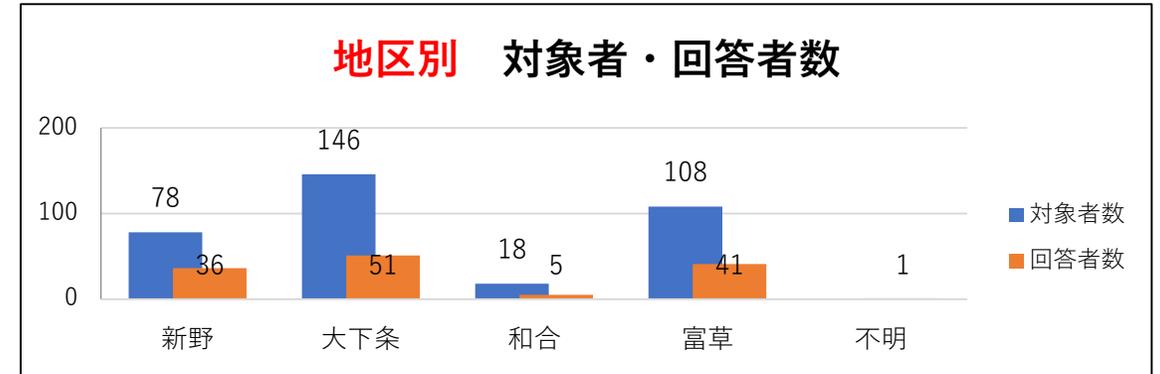
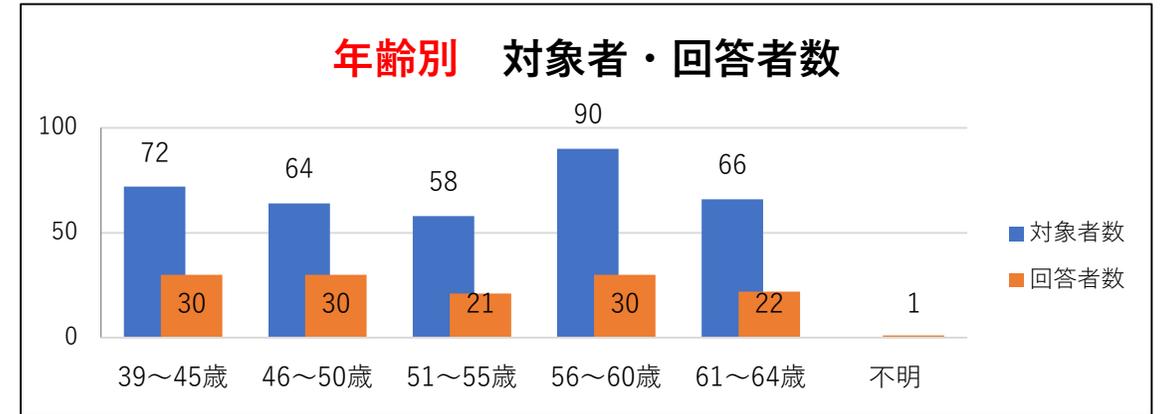
アンケート対象者・回答者について

- 回答期間 令和4年9月1日(木)～30日(金)
- 回答方法 回答用紙へ記入したのち郵送等による提出
- 対象者数 **350名** 男性...344名 女性...6名
(阿南町消防団退団者のうち町内に住所を有する65歳※まで)
※令和5年度に65歳を迎える方
- 回答者数 **134名** ○回答率 **38%**

年齢別	39~45歳	46~50歳	51~55歳	56~60歳	61~64歳	不明
対象者数	72	64	58	90	66	
回答者数	30	30	21	30	22	1

地区別	新野	大下条	和合	富草	不明
対象者数	78	146	18	108	
回答者数	36	51	5	41	1

該当分団別	1分団	2分団	3分団	4分団	不明
対象者数	78	84	80	108	
回答者数	36	31	25	41	1



回答者（全体）のアンケート結果について①

■年齢別の内訳について（全体）

該当分団:地区		~45歳まで	46~50歳まで	51~55歳まで	56~60歳まで	61~65歳まで	不明	合計
1分団	新野	8	3	6	10	9		36
2分団	北條	4	3	5	5	1		18
	東條	1	3	1	4	4		13
	(小計)	5	6	6	9	5		31
3分団	南條	3	1	2	3	1		10
	西條	5	2	2	0	1		10
	和合	0	2	0	3	0		5
	(小計)	8	5	4	6	2		25
4分団	富草	9	16	5	5	6		41
不明							1	1
合計		30	30	21	30	22	1	134

回答者（全体）のアンケート結果について②

■勤務先別の内訳について（全体）

該当分団:地区		町内	下條村	売木村	泰阜村	阿智村	高森町	飯田市	長野市	愛知県	岐阜県	東京都	無職	無回答	合計
1分団	新野	27				1	1	6		1					36
2分団	北條	14			1			1					1	1	18
	東條	10	1					2							13
	(小計)	24	1	0	1	0	0	3	0	0	0	0	1	1	31
3分団	南條	7						2				1			10
	西條	4						6							10
	和合	3	1					1							5
	(小計)	14	1	0	0	0	0	9	0	0	0	1	0	0	25
4分団	富草	24	1	1		1		9	1		1	1		2	41
不明														1	1
合計		89	3	1	1	2	1	27	1	1	1	2	1	4	134

回答者（全体）のアンケート結果について③

■所有免許・資格・ライセンスの内訳（全体）

該当分団:地区		普通 (AT限定ではない)	中型	大型	大特	けん引	普二	大二	車両系建設機械	自動車整備士	危険物取扱	アマチュア無線	一級土木施工管理	防災士	パイラー	ガス溶接	二級船舶	社会福祉士	介護福祉士	宅地建物取引士、AFP	健康運動指導士	建築士等	製菓衛生士	コンピュータ利用技術、 電卓、簿記、情報処	合計	
1分団	新野	34	4	3	4		5	3	3		2	2	1	2	1	1								1		66
2分団	北條	16	1		1		3		3		1				1											26
	東條	13	1																							14
	(小計)	29	2	0	1	0	3	0	3	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40
3分団	南條	8	3	3	2		2	2	1	1						2									1	25
	西條	10	3	3	1		1	1		1	1	1							1							23
	和合	5					1																			6
	(小計)	23	6	6	3	0	4	3	1	2	1	1	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	1	54
4分団	富草	40	12	8	3	2	11	2	3	1	2	1		2			1	1	1	1	1	1				93
合計		126	24	17	11	2	23	8	10	3	6	4	1	4	2	3	1	1	2	1	1	1	1	1	1	253

回答者（全体）のアンケート結果について④

■制度が改正された場合、嘱託団員（職場団員）としてご協力いただけるか？（全体）

該当分団:地区		協力できる・ してもよい	協力は難しい	現在嘱託団員 (職場団員)へ 所属している	その他	無回答	合計
1分団	新野	15	11	7	1	2	36
2分団	北條	6	9	2		1	18
	東條	6	4	2		1	13
	(小計)	12	13	4	0	2	31
3分団	南條	5	3	1		1	10
	西條	7	3				10
	和合	4				1	5
	(小計)	16	6	1	0	2	25
4分団	富草	23	11	5	1	1	41
不明		1					1
合計		67	41	17	2	7	134

○コメント

- ・39～60歳
- ・60くらい
- ・治療中のため落ち着いたらできそう。
- ・協力してもよいが、役場職員では火災しか対応できないか。
- ・条例定数190人の見直しは？基本団員数の確保が困難であるために嘱託員定数を維持もしくは増やしたいという考え方には賛同しかねる。若くして団員となっていない人数を公表すべき
- ・(協力は難しい)今は長野市勤務のため

回答者（全体）のアンケート結果について⑤

■協力したい・してもよい活動（全体）

該当分団:地区		火災防ぎょ活動	基本団員と同様に嘱託員専用の積載車両・消防ポンプを所有した活動	基本団員と一緒に積載車両・消防ポンプの管理・維持	災害時後方支援	風水害への対応	地震への対応	訓練への参加	バイク隊	ドローン隊	予防広報	防災講習・啓発	救護指導	ラッパ吹奏	予防査察	合計
1分団	新野	19	13	8	19	16	17	10	7	4	2	3	3	1	5	127
2分団	北條	11	3	6	9	7	7	4	2	2	2	3	3		9	68
	東條	6	2	2	6	5	5	1		1					3	31
	(小計)	17	5	8	15	12	12	5	2	3	2	3	3	0	12	99
3分団	南條	4	3	2	3	3	3	2	1	2	1	1	1		3	29
	西條	4	2	2	3	5	6	2	2	4	2	2	2	1	3	40
	和合	4		2	3	2	2	2		1	1	2	2		2	23
	(小計)	12	5	6	9	10	11	6	3	7	4	5	5	1	8	92
4分団	富草	20	8	7	25	24	25	10	6	5	4	8	8	4	12	166
不明		1			1	1		1								4
合計		69	31	29	69	63	65	32	18	19	12	19	19	6	37	488

嘱託団員への協力について（『協力対象者』と『未所属協力対象者』）

■ 『嘱託員制度が改正された場合、嘱託団員としてご協力いただけますか？』という問いに対して

質問項目	人数
協力できる・してもよい	67
協力は難しい	41
現在嘱託(職場消防団)所属している	17
その他	2
無回答	7

現所属	人数
嘱託団員	10
未所属	56
不明	1

**協力対象者
83名**

嘱託員への協力について比較的前向きな対象者
現在嘱託に所属している方も含めているので、
全体的な嘱託員数の目安

質問項目	人数
協力できる・してもよい	67
協力は難しい	41
現在嘱託(職場消防団)所属している	17
その他	2
無回答	7

現所属	人数
嘱託団員	10
未所属	56
不明	1

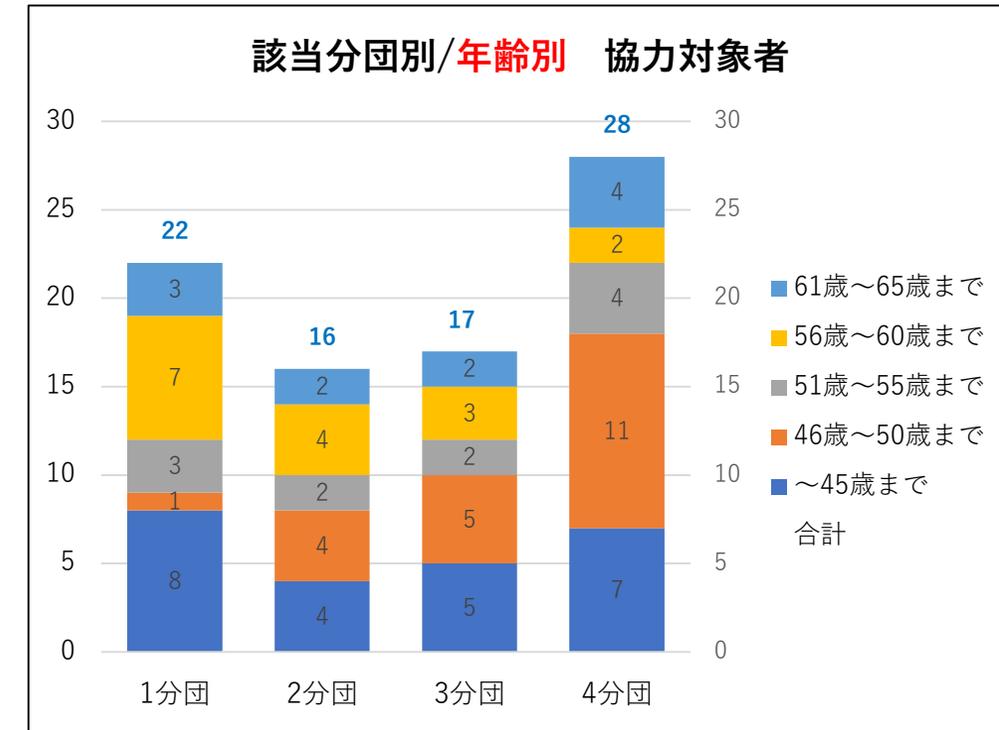
**未所属
協力対象者
56名**

嘱託員への協力について比較的前向きな対象者
現在嘱託に所属していない方のみであり、
今回の改正等で新たにご協力いただける嘱託員数の目安

協力対象者のアンケート結果について①

■年齢別の内訳について（協力対象者）

該当分団:地区		～45歳 まで	46～50歳 まで	51～55歳 まで	56～60歳 まで	61～65歳 まで	合計
1分団	新野	8	1	3	7	3	22
2分団	北條	3	2	1	2		8
	東條	1	2	1	2	2	8
	(小計)	4	4	2	4	2	16
3分団	南條	2	1	1	1	1	6
	西條	3	2	1		1	7
	和合		2		2		4
	(小計)	5	5	2	3	2	17
4分団	富草	7	11	4	2	4	28
合計		24	21	11	16	11	83

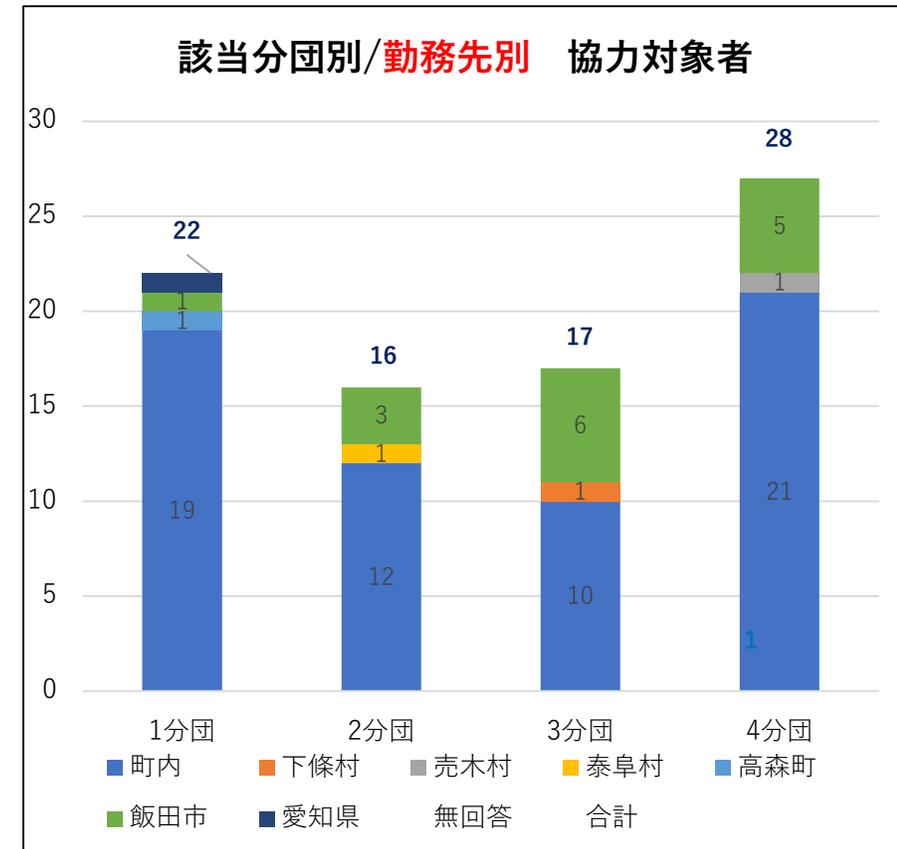


↑ 制度改正により対象となる方（56歳以上…27名）

協力対象者のアンケート結果について②

■勤務先別の内訳について（協力対象者）

該当分団:地区		町内	下條村	売木村	泰阜村	高森町	飯田市	愛知県	無回答	合計
1分団	新野	19				1	1	1		22
2分団	北條	6			1		1			8
	東條	6					2			8
	(小計)	12	0	0	1	0	3	0	0	16
3分団	南條	5					1			6
	西條	3					4			7
	和合	2	1				1			4
	(小計)	10	1	0	0	0	6	0	0	17
4分団	富草	21		1			5		1	28
合計		62	1	1	1	1	15	1	1	83



制度改正により対象となる方（町外勤務者…20名）

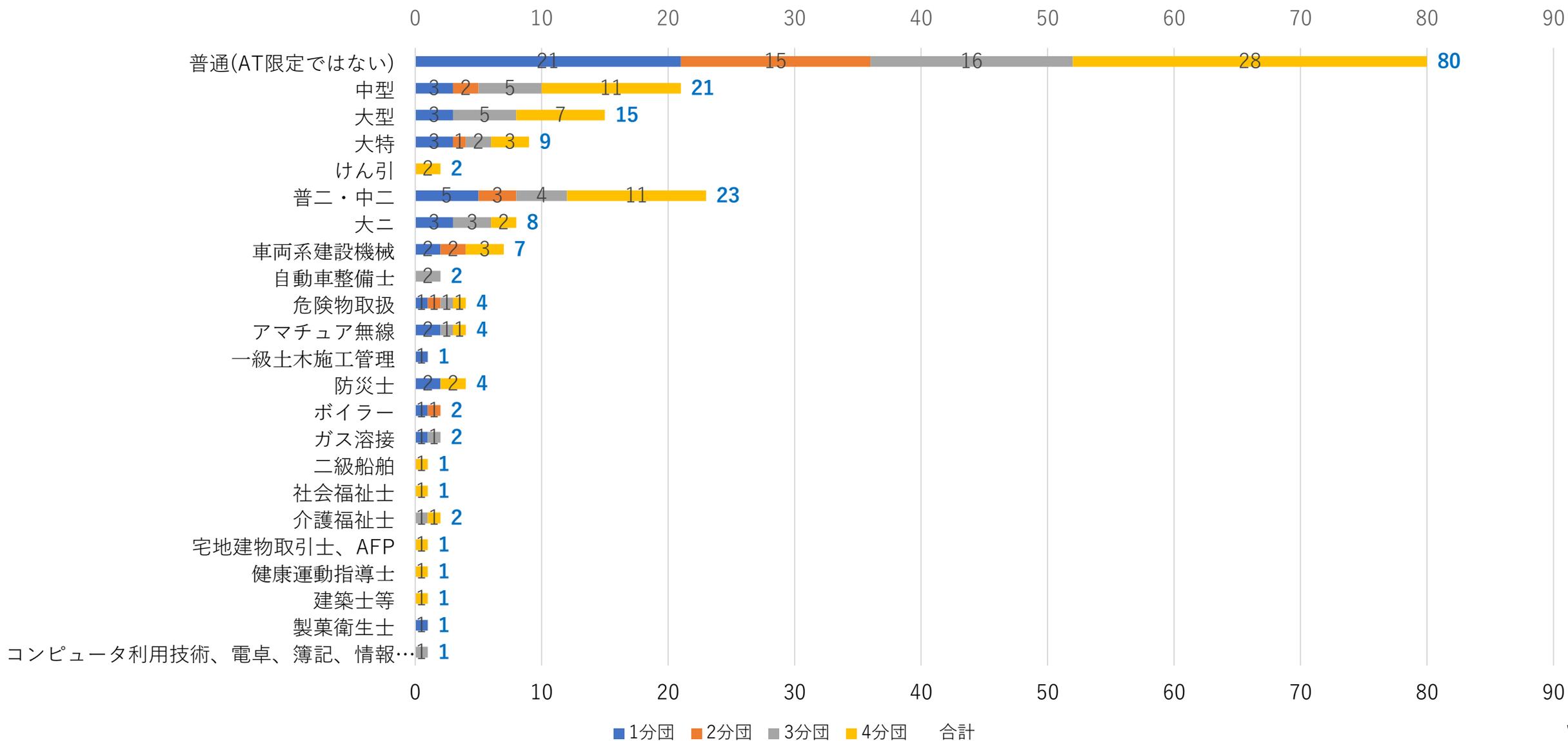
協力対象者のアンケート結果について③

■所有免許・資格・ライセンスの内訳（協力対象者）

該当分団:地区		普通 (AT限定ではない)	中型	大型	大特	けん引	普二	大二	車両系建設機械	自動車整備士	危険物取扱	アマチュア無線	一級土木施工管理	防災士	パイラー	ガス溶接	二級船舶	社会福祉士	介護福祉士	宅地建物取引士、AFP	健康運動指導士	建築士等	製菓衛生士	コンピュータ利用技術、電卓、簿記、情報処理	合計	
1分団	新野	21	3	3	3		5	3	2		1	2	1	2	1	1								1		49
2分団	北條	7	1		1		3		2		1				1											16
	東條	8	1																							9
	(小計)	15	2	0	1	0	3	0	2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25
3分団	南條	5	2	2	1		2	2		1						1									1	17
	西條	7	3	3	1		1	1		1	1	1							1							20
	和合	4					1																			5
	(小計)	16	5	5	2	0	4	3	0	2	1	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	1	42
4分団	富草	28	11	7	3	2	11	2	3		1	1		2			1	1	1	1	1	1			77	
合計		80	21	15	9	2	23	8	7	2	4	4	1	4	2	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1	193

協力対象者のアンケート結果について④

所有免許・資格・ライセンス（協力対象者）



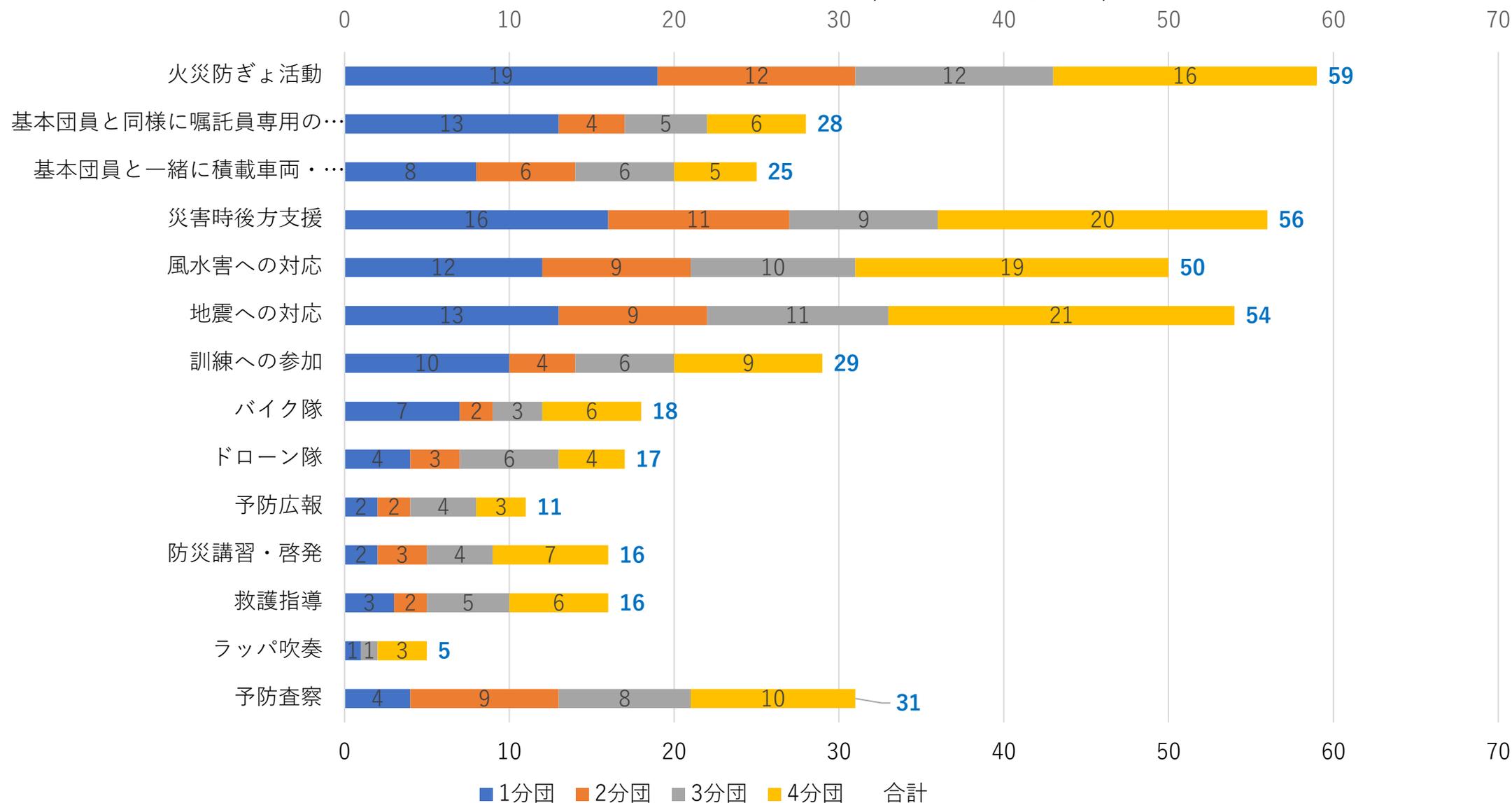
協力対象者のアンケート結果について⑤

■参加したい・してもよい活動（協力対象者）

該当分団:地区		火災防ぎょ活動	基本団員と同様に嘱託員専用の積載車両・消防ポンプを所有した活動	基本団員と一緒に積載車両・消防ポンプの管理・維持	災害時後方支援	風水害への対応	地震への対応	訓練への参加	バイク隊	ドローン隊	予防広報	防災講習・啓発	救護指導	ラッパ吹奏	予防査察	合計
1分団	新野	19	13	8	16	12	13	10	7	4	2	2	3	1	4	114
2分団	北條	8	3	5	7	6	6	3	2	2	2	3	2		7	56
	東條	4	1	1	4	3	3	1		1					2	20
	(小計)	12	4	6	11	9	9	4	2	3	2	3	2	0	9	76
3分団	南條	4	3	2	3	3	3	2	1	2	1	1	1		3	29
	西條	4	2	2	3	5	6	2	2	3	2	2	2	1	3	39
	和合	4		2	3	2	2	2		1	1	1	2		2	22
	(小計)	12	5	6	9	10	11	6	3	6	4	4	5	1	8	90
4分団	富草	16	6	5	20	19	21	9	6	4	3	7	6	3	10	135
合計		59	28	25	56	50	54	29	18	17	11	16	16	5	31	415

協力対象者のアンケート結果について⑥

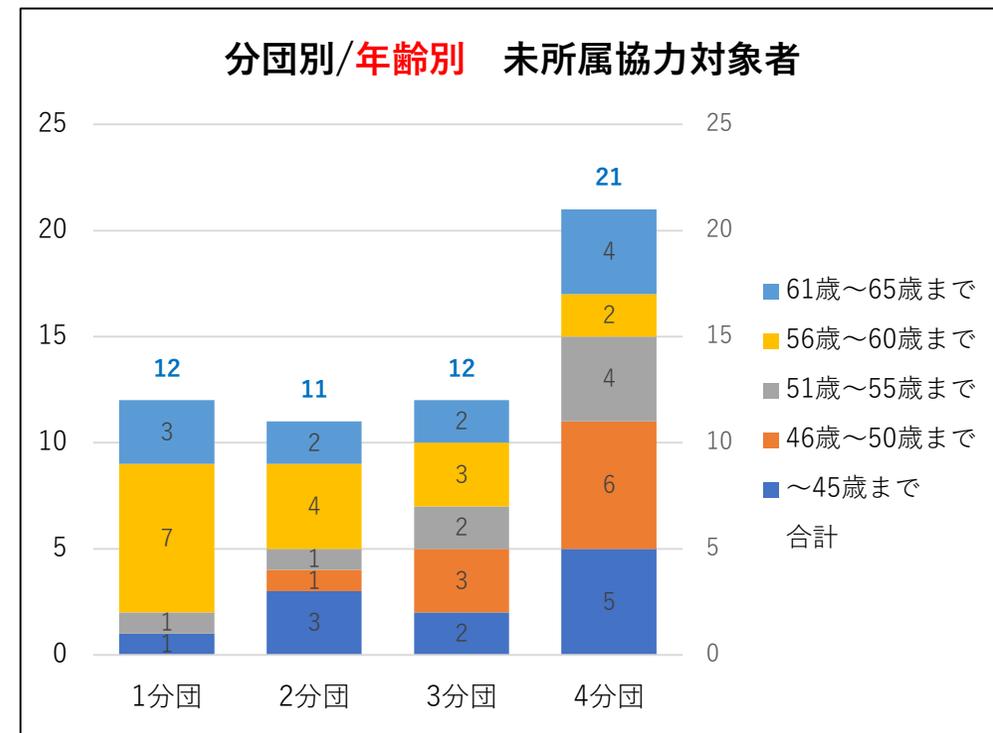
参加したい・してもよい活動（協力対象者）



未所属協力対象者のアンケート結果について①

■年齢別の内訳について（未所属協力対象者）

該当分団:地区		～45歳 まで	46～50歳 まで	51～55歳 まで	56～60歳 まで	61～65歳 まで	合計
1分団	新野	1		1	7	3	12
2分団	北條	2		1	2		5
	東條	1	1		2	2	6
	(小計)	3	1	1	4	2	11
3分団	南條		1	1	1	1	4
	西條	2	2	1		1	6
	和合				2		2
	(小計)	2	3	2	3	2	12
4分団	富草	5	6	4	2	4	21
合計		11	10	8	16	11	56

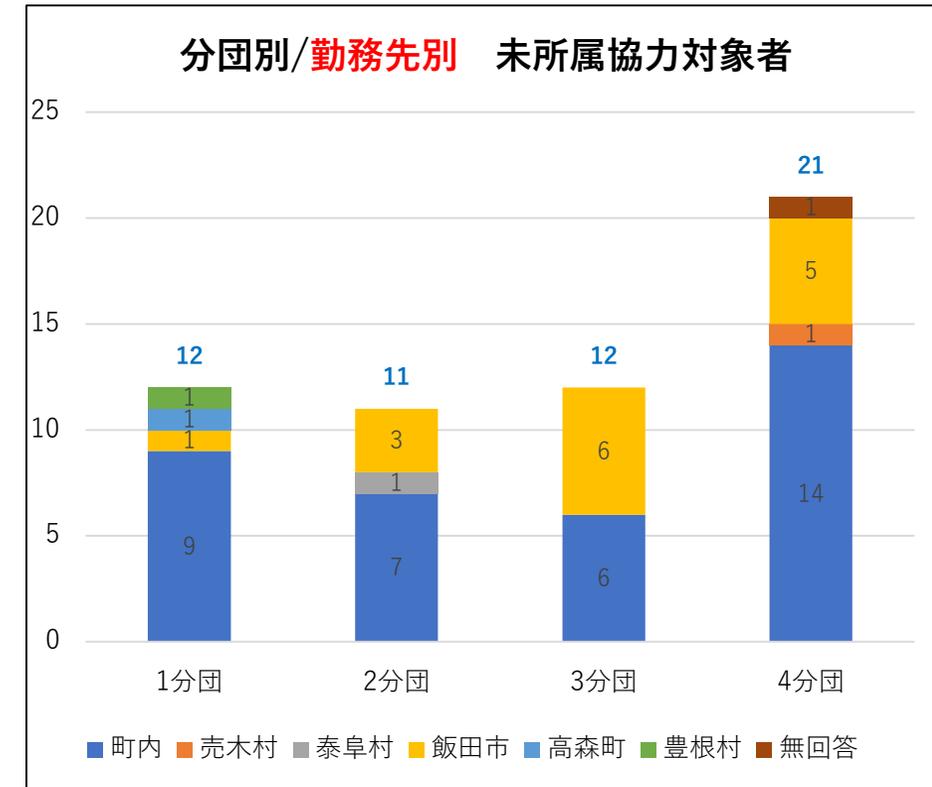


↑ 制度改正により対象となる方（56歳以上…27名）

未所属協力対象者のアンケート結果について②

■勤務先別の内訳について（未所属協力対象者）

該当分団:地区		町内	売木村	泰阜村	高森町	飯田市	愛知県	無回答	合計
1分団	新野	9			1	1	1		12
2分団	北條	3		1		1			5
	東條	4				2			6
	(小計)	7	0	1	0	3	0	0	11
3分団	南條	3				1			4
	西條	2				4			6
	和合	1				1			2
	(小計)	6	0	0	0	6	0	0	12
4分団	富草	14	1			5		1	21
合計		36	1	1	1	15	1	1	56



制度改正により対象となる方（町外勤務…19名）

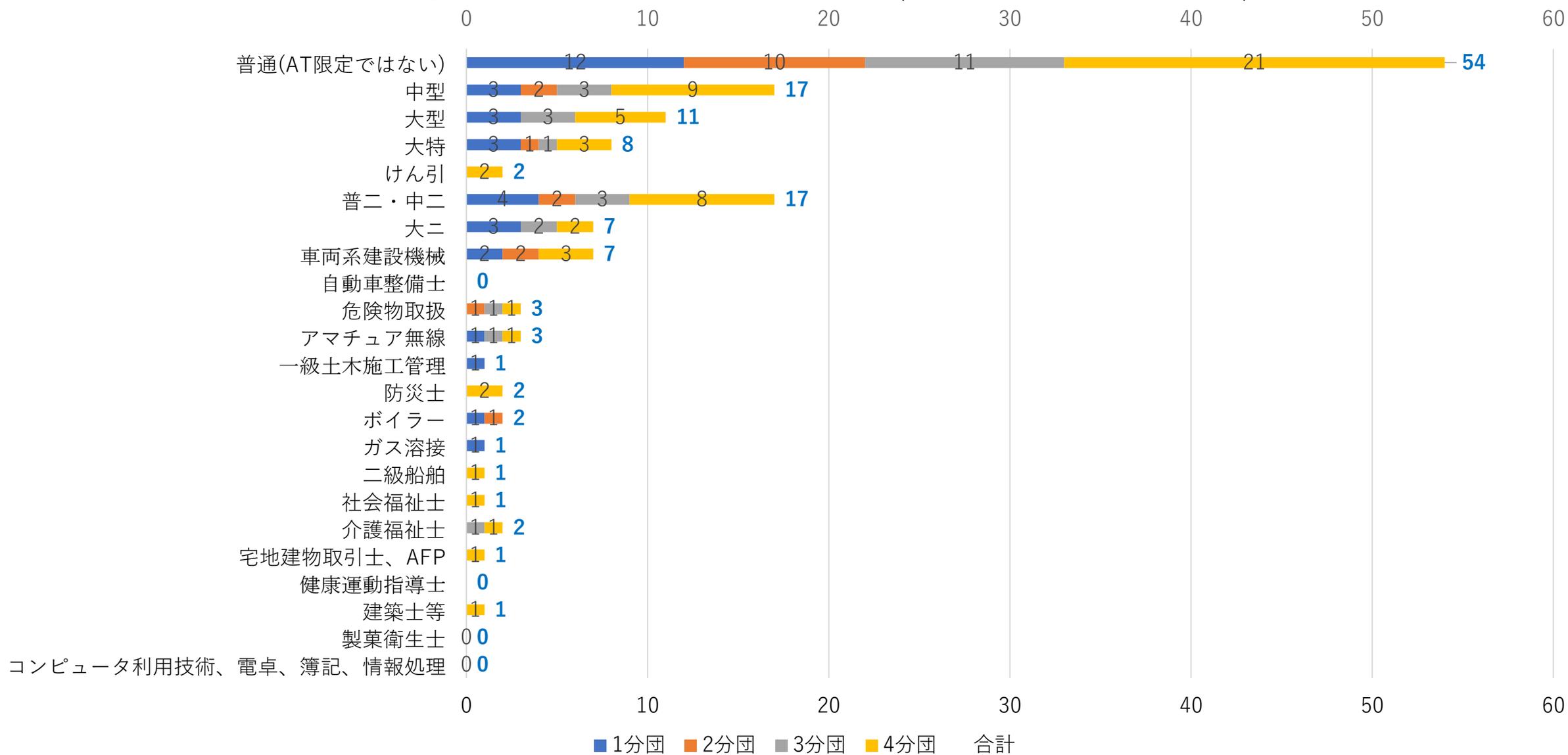
未所属協力対象者のアンケート結果について③

■所有免許・資格・ライセンスの内訳（未所属協力対象者）

該当分団:地区		普通 (AT限定ではない)	中型	大型	大特	けん引	普二	大二	車両系建設機械	自動車整備士	危険物取扱	アマチュア無線	一級土木施工管理	防災士	パイラー	ガス溶接	二級船舶	社会福祉士	介護福祉士	宅地建物取引士、AFP	健康運動指導士	建築士等	製菓衛生士	コンピュータ利用技術、 電卓、簿記、情報処	合計	
1分団	新野	12	3	3	3		4	3	2			1	1		1	1										34
2分団	北條	4	1		1		2		2		1				1											12
	東條	6	1																							7
	(小計)	10	2	0	1	0	2	0	2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19
3分団	南條	3	1	1			1	1																		7
	西條	6	2	2	1		1	1			1	1							1							16
	和合	2					1																			3
	(小計)	11	3	3	1	0	3	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	26
4分団	富草	21	9	5	3	2	8	2	3		1	1		2			1	1	1	1		1				62
合計		54	17	11	8	2	17	7	7	0	3	3	1	2	2	1	1	1	2	1	0	1	0	0	0	141

未所属協力対象者のアンケート結果について④

所有免許・資格・ライセンス（未所属協力対象者）



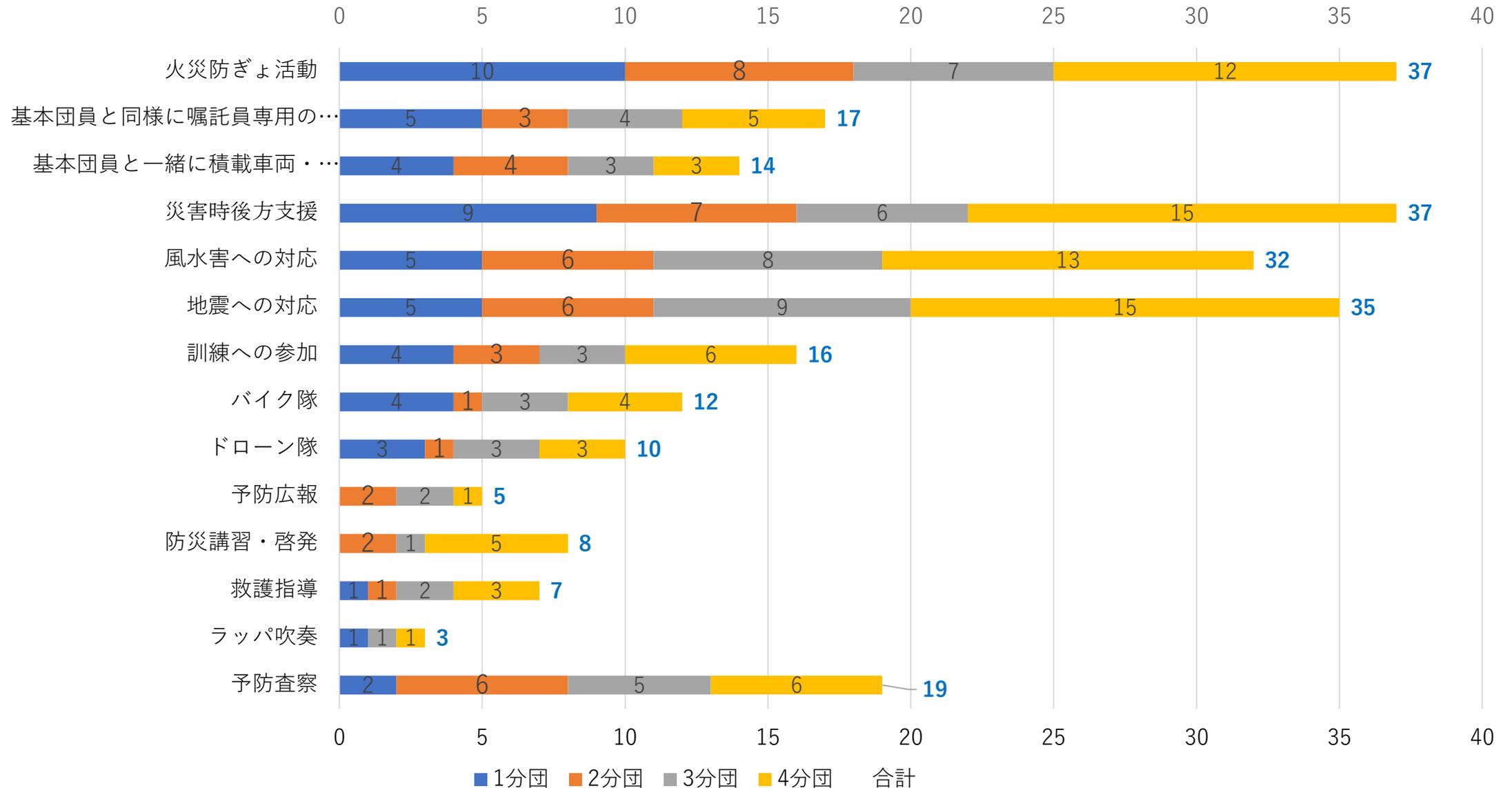
未所属協力対象者のアンケート結果について⑤

■参加したい・してもよい活動（未所属協力対象者）

該当分団:地区		火災防ぎょ活動	基本団員と同様に嘱託員専用の積載車両・消防ポンプを所有した活動	基本団員と一緒に積載車両・消防ポンプの管理・維持	災害時後方支援	風水害への対応	地震への対応	訓練への参加	バイク隊	ドローン隊	予防広報	防災講習・啓発	救護指導	ラッパ吹奏	予防査察	合計
1分団	新野	10	5	4	9	5	5	4	4	3			1	1	2	53
2分団	北條	5	2	3	4	4	4	2	1		2	2	1		4	34
	東條	3	1	1	3	2	2	1		1					2	16
	(小計)	8	3	4	7	6	6	3	1	1	2	2	1	0	6	50
3分団	南條	2	2	1	2	2	2	1	1	1					2	16
	西條	3	2	1	2	4	5	1	2	2	2	1	1	1	2	29
	和合	2		1	2	2	2	1					1		1	12
	(小計)	7	4	3	6	8	9	3	3	3	2	1	2	1	5	57
4分団	富草	12	5	3	15	13	15	6	4	3	1	5	3	1	6	92
合計		37	17	14	37	32	35	16	12	10	5	8	7	3	19	252

未所属協力対象者のアンケート結果について⑥

参加したい・してもよい活動（未所属協力対象者）



■その他の『参加したい・してもよい活動』やご意見について

できる限り協力可能

- ・ 55才～65才 有事の時、自分の地区に出動する。自分の地区南條なら平久、和知野地区の火災の時、団員と協力して消火活動する。
- ・ 新野地区内の火災や災害時に応援や現場の活動はやりたいと思います。
- ・ 団員を努めた経験の中で有事の際の活動に参加を考えています。
- ・ 団員としては難しいが、出来る協力はします。
- ・ 自車通行路のため（○○さん所有地の）防火水槽の雪かきを行っていますが、その程度の事であれば協力できます。現時点では、地区内にて、もし火災発生があれば、ホース移動等のお手伝いなど協力しようと思っています。
- ・ 災害時の復旧時には中電依頼を優先しなければならないが、他は時間が許す範囲協力したい。
- ・ ガソリンスタンド経営のため、つねに災害時の後方支援は考えておりますが、上記チェックは必要にせまられれば参加できる事だと考えます。
- ・ 自営業なので出来る活動、範囲には限界があります。主に北條地区の火災や自然災害には出来るだけ出動します。
- ・ 年齢も大きくなってきて若い方のように体が動きませんが経験上、火災等の際は何らかのお手伝いはできると思います。
- ・ 災害時の支援には協力出来ればと思う。
- ・ 可能な活動には参加したいと思っています。
- ・ 転勤があるかもしれないので地元の活動には参加します。
- ・ 出来る限り協力したいと思います。
- ・ 上記に限らず補完を目的とし、必要に応じて参加できます。
- ・ 可能な限りご協力したいと考えます。仕事上、多くの参加は難しいですが、有事の際には力になりたいと考えます。
- ・ 基本的には何でも出来る事は行いたいと思っています。
- ・ 活動内容を託され、町内広範囲での協力は難しい。自宅近くでの有事の際、可能な範囲での協力はしたい(するべき)
- ・ ポンプ操法大会とその練習以外なら参加可能です。
- ・ 整備士ということもあり現役時よりポンプ等の取扱い、点検方法などには自信があるので機関講習会等にも参加したい。

厳しい点がある（体力や士気の低下・環境の変化）

- ・体力的に厳しいので現場での活動は難しいです。
- ・現役を引退してから10年以上となり士気はかなり下がっています。ご近所さんが被災したら少しはお手伝いしようと思いますが・・・。
- ・有事の際は当然協力しなければとの思いはあるが、どんな時もどんな場所へもとはいかない。若い時、現役の時代とは、会社に対する責任の重さが違う。けれど、地元・御供の火事の時、会社付近の（見える範囲）事故などは応援にかけています。そこまでです。
- ・1点心配な事があります。年齢65歳まで若い皆さんと一緒に活動できるか分かりません。ご検討のほどよろしくお願い致します。
- ・町の為というな参加しないとかな？ だいぶ体力も落ちてしまい力になれるか分からない。勤務先が飯田なので火災時など町内にいない事もあると思う。結果厳しいと思う。
- ・職場が遠方のため一日のほとんどを町外ですごしています。有事の際にかけつける事ができず役に立つ事はできません。
- ・基本的には全て該当しますが、仕事と子どもの送り迎え等で忙しく、消防団に在籍していた当時よりも参加できる時間に限りがあります。
- ・消防団員一職場消防団員として活動し、もう燃え尽きました。現役中、犠牲者を出し、そのトラウマは今も残っております。今後は、消防とは異なる分野で地域に尽くすつもりですが、町内に消防署があるという特殊事情を加味し、定年延長を検討するほど消防力が低下しているのであればできることはしたい。

ラッパは必要ないのではないか

- ・ラッパは廃止しても良いのでは（無線携帯で連絡可能、機関団員の減少、式典のみなら廃止したほうがよい）
- ・人員不足というのであればラッパ分団を廃止して機関と救護にしぼってはいかがでしょうか？ 式典の時の音楽は録音した音源を使えばよいと思います。ここ20年ぐらいで実際の現場でラッパによる情報伝達はやったことがないのでは？ 今の時代に必要でしょうか？
- ・ラッパ吹奏はなくてもよい。なくしてよいものはどんどんなくしていけば負担軽減につながる。

その他

- ・別件ですが、ボランティアセンターの立ち上げ訓練は行政サイドとして行っているのか、又、できているのであれば参加してみたい。

提案

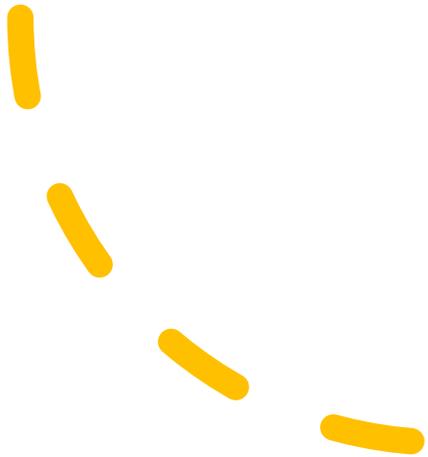
- ・現場本部の「協力員受付」で活動指示を受けての活動は？
- ・防災倉庫の確認（防災倉庫が無い地区はどうしたら良いのか？）コミュニティ造成事業よりも防災倉庫の設置を優先してほしい！
- ・この先も消防団（嘱託）として参加できる人が減ってゆくのは確かなので、消防署（分署）を増やす、署員を増やすという向きを考えていった方がよいと思う。
- ・救命講習を団でやったらどうか？
- ・業者へ委託できるようなものは外部へ委託してもよいのではないか。
- ・嘱託員制度を拡大してもよいと思うが、あくまでも主役は現役消防団員である事を嘱託員に周知しておくことが重要であるし、そのための制度改革もした方がよい
- ・嘱託の今ぐらいの活動が望ましい。なるべく現役の団員資格を持つ若者を消防団の団員が勧誘には限界があるので町のほうからの勧誘をしてもらい、なぜ協力したくないのか？などの原因を把握して行ってほしい。町議の協力など。
- ・必要性は理解していますが難しいです。申し訳ありません。現役団員の活動を見直し、現実的に必要な訓練（防災活動等、ラッパや操法ではなく、実際に地域の安全につながる活動、訓練）で自己有用感につながる活動を考えることがまず必要かと思えます。
- ・現役団員・嘱託団員が交流できるイベント等も必要だと思う（分団問わず）。
- ・火災に加えて防災力を高めるならば地区の防災組織と連携することを構築しないと消防団だけでは実働できないと思います。

消防団組織の見直しを

- ・そもそも20代から30代という人生で一番大切な年代に、操法訓練だとか規律訓練だとかいった時代錯誤はなはだしい“消防団活動”によって、無駄な時間を費やさせた弊害をよくよく考えていただきたいものです。飲酒の概要、強制に近い加入、阿南では無いでしょうが早朝連日にわたる操法訓練...このような経験をした消防団経験者は、自分の子どもを消防団に入れさせようとは思わないのではありませんか？そして本人はもとより家族も犠牲になってきた過去を、消防団を管轄する行政側は真摯に反省すべきだと痛切に感じます。火災防御、災害救助といった崇高な使命のためであれば、60歳だろうと70歳だろうと年齢に限らず進んで活動するものだと考えます。操法訓練、規律訓練を撤廃することが消防団存続の第一歩です。それであれば、嘱託団員として協力するのはやぶさかではありません。



2 『消防嘱託員制度へのアンケート』結果を踏まえた 改正方針案について



アンケートを踏まえた嘱託員制度に係る方針案について

方針案
1

嘱託員制度の要件を緩和する

方針案
2

定数枠を拡大する

方針案
3

嘱託員の業務を選択型とする(選択型嘱託員制度の導入)

方針案
4

嘱託員の連携と体制を強化する

方針案
5

基本的に男女の差をなくす

方針案 1

嘱託員制度の要件を緩和する

対象者

- (1) 消防退団者
- (2) 阿南町に居住し原則として常時町内（地区内）に勤務している者
- (3) 男性は、年齢は39歳以上55歳以下の者。女性は、18歳以上55歳以下の者

現行の要件

対応案① 消防退団者要件を緩和する

(1) 消防退団者 ➡ (1) 消防退団者。 又は消防・防災活動に従事できる者

- ・ 嘱託員はOBであるという固定観念にとらわれず、協力いただける方を消防経験を問わず入団できることとする。
- ・ 消防経験に関しては訓練への参加により補える。

根拠となるアンケート結果

今回は退団者向けアンケートのため直接的な評価は不明であるが、経験者の中であっても士気の高さや低さは様々である。基本的に優先は経験者ではあるが、士気の高い消防未経験者の方も参加できるよう門戸を広げることも必要ではないか？（アンケートでは防災活動を希望する方も多い）

対応案② 勤務地要件を見直す

(2) 阿南町に居住し原則として常時町内（地区内）に勤務している者

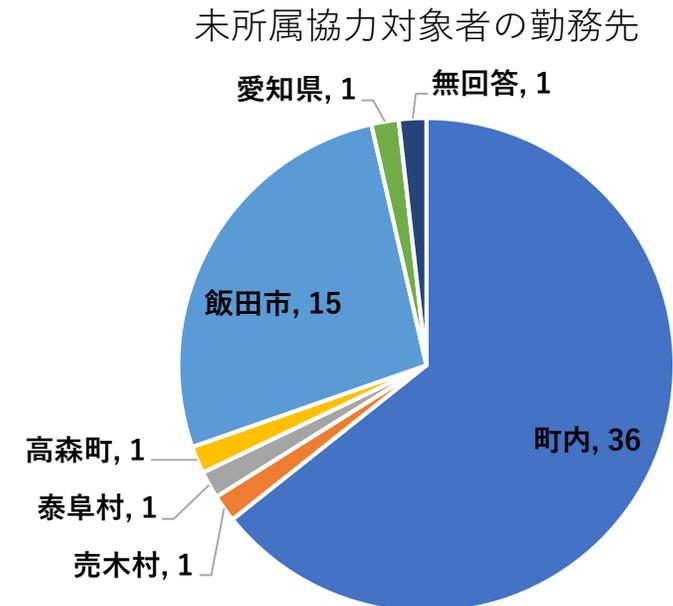


(2) 阿南町に居住している者。又は町内（地区内）に勤務している者

- ・たとえ勤務地が町外であっても、協力いただける方は入団できることとする。
- ・町外に住んでいて町内勤務者においても、企業の上承があれば入団できることとする。

根拠となるアンケート結果

嘱託団員として『協力できる・してもよい』と回答し、現在、嘱託員に所属していない56名のうち、町外勤務者は19名にのぼる（P18）。
昼夜問わず発生する災害に備えて、士気の高い方が活動に参加できるように門戸を広げることは必要ではないか？



対応案③ 年齢要件を引き上げる

(3) 男性は、年齢は39歳以上55歳以下の者。女性は、18歳以上55歳以下の者



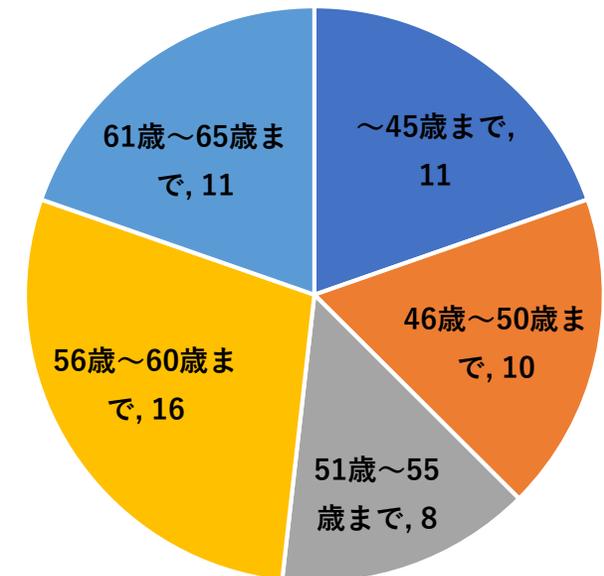
(3) 男性は、年齢は39歳以上65歳以下の者。女性は、18歳以上65歳以下の者

- ・定年が引き上げられる時代背景にも合わせて、年齢要件を引き上げ、協力いただける方は入団できることとする。

根拠となるアンケート結果

嘱託団員として『協力できる・してもよい』と回答し、現在、嘱託員に所属していない56名のうち、56歳以上は27名にのぼる（P17）。
士気が高く、活動に従事できる方のために年齢要件を引き上げることは必要ではないか？

未所属協力対象者の年齢層

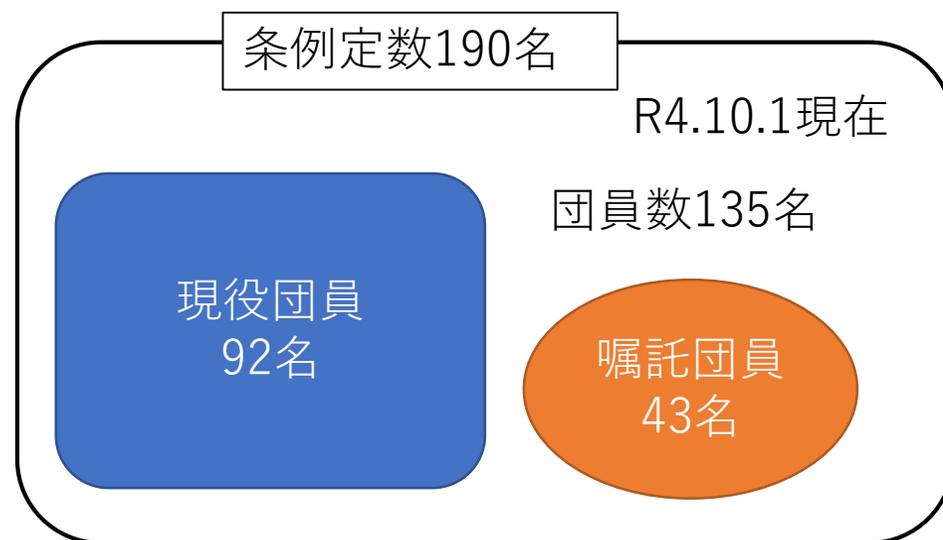


対応案 定数枠を50名から80名に拡大する

- ・若い現役世代の入団者が減少していく中で、地域の消防・防災力の低下を避けるために嘱託員の定数枠を拡大する。
- ・嘱託員の定数枠拡大を進めるとともに、現在の団員数の現状維持を目標として若い現役世代の入団者の勧誘や入団、在籍しやすい環境づくりを推進していく。

根拠となるアンケート結果

嘱託員として『協力できる・してもよい』と回答した方は67名あり、選択肢で『現在嘱託団員(職場消防団)へ所属している』を選んだ方は17名であり、その方々を協力できる対象者として見込んだ場合には協力者は83名にのぼる(P10)。また、アンケートに未回答の嘱託団員は14名いるため、定数枠の50名は拡大する必要があるのではないか？



対応案① 業務をより分担化し対応できる業務を選択できる制度とする

- ・ 嘱託員のお願いの際に、業務の選択リストを配布し、対応可能な業務を登録してもらうことで、分担化を図ることとする。
- ・ 火災防ぎょ活動のみならず、災害時後方支援や予防活動など団員の手が行き届かない部分だけでも協力できる方をお願いすることで地域の消防・防災力の低下を避ける。(※消防団としてお願いしたいことを具体的に示していく)

根拠となるアンケート結果

嘱託員として協力できる対象者のうち『参加したい・してもよい活動』の傾向として、『火災防ぎょ活動』のみならず、『災害時後方支援』や『風水害への対応』『地震への対応』、また『予防査察』への協力も全体として比較的多い(P16、22)ことから、火災に限らず、現役団員の活動の補完を広い分野で協力できる方をお願いできる制度が必要ではないか？

対応案② ラッパ吹奏業務を追加する

- ・ 団員減少の中で、現役団員の消防団活動としてのラッパ分団は令和4年度をもって解散とするが、消防団の伝統とPRの一環としてラッパ吹奏は必要であるという方針のもと、囑託員の業務に式典やPR活動でのラッパ吹奏の業務を追加する。ただし、大会への参加はしないものとする。
- ・ 現役団員においても、クラブ活動として、活動を希望する団員がいる場合、その活動を妨げない。
- ・ 従来、ラッパ団員が担っていた誘導業務については、基本団員が対応できるよう講習を行うものとし、地域住民の協力やナビゲーションのシステムの改善も図る。また、阿南警察署には講習会も含めて協力を仰ぐ。

根拠となるアンケート結果

囑託員として協力できる対象者のうち『参加したい・してもよい活動』において、『ラッパ吹奏』を選択した方もいることもあり、選択肢のひとつとして、追加することも、消防団の広報活動として必要ではないか？

対応案③ 嘱託班の編成と専用車両の所有もできる

- ・ 嘱託班の編成と専用車両の所有を各分団の実情に応じてできることとする。

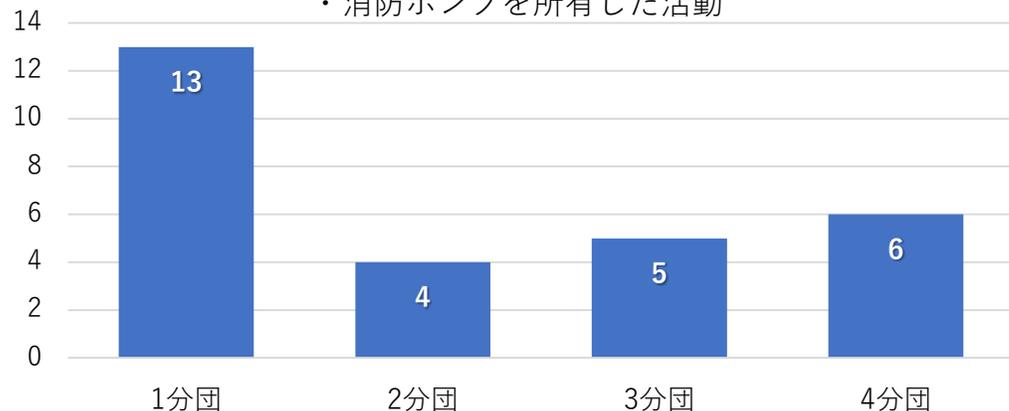
根拠となるアンケート結果

嘱託員として協力できる対象者のうち『参加したい・してもよい活動』において、『基本団員と同様に嘱託員専用の積載車両・消防ポンプを所有した活動』を選択した方がどの該当分団においてもいる（P16）ことから、希望があれば、各分団において、余剰となっている消防車両を嘱託員専用車両として管理できる体制も地域の消防・防災力の向上のために必要ではないか？

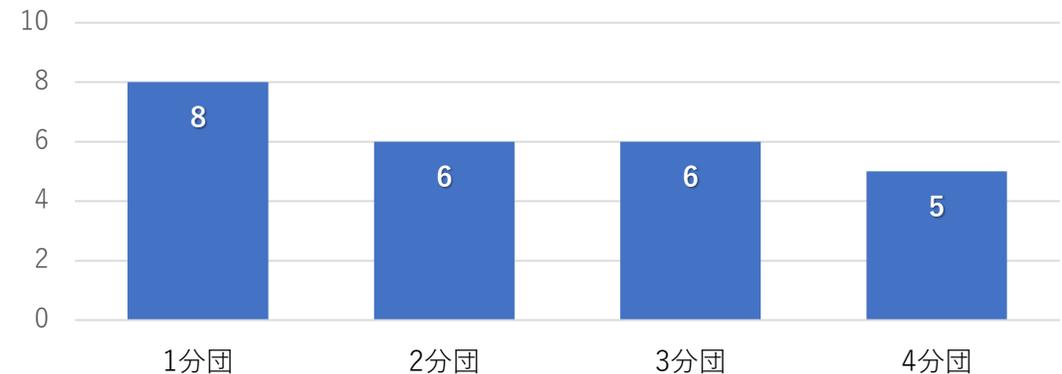
その一方で、『基本団員と一緒に積載車両・消防ポンプの維持管理』を選択した方もいるので、分団の実情に応じて選択肢のひとつとしてできることとすることも必要ではないか？

基本団員と同様に**嘱託員専用**の積載車両

・ 消防ポンプを所有した活動



基本団員と一緒に積載車両・消防ポンプの管理・維持



対応案① 嘱託員の訓練や講習会への積極的な参加推奨

- ・団員を対象とした訓練や講習会に嘱託員も積極的に参加できるように案内する。

根拠となるアンケート結果

嘱託員として協力できる対象者のうち『参加したい・してもよい活動』において、『訓練への参加』を選択した方がいる（P16）ことから、希望があれば、積極的に参加できる体制も地域の消防・防災力の向上のために必要ではないか？

また、意見においても、『ポンプの取扱い、点検方法などには自信があるので機関講習会等にも参加したい。』という方もいる（P23）ため、講師としてもお願いできるのではないか？

対応案② 嘱託員との連携体制の強化（積極的な意思疎通）

- ・各分団単位において、嘱託員へのグループLINE加入など連絡体制を作る。
- ・分団を超えて現役団員と交流できるイベント等も検討する。

根拠となるアンケート結果

- ・意見として『現役団員・嘱託団員が交流できるイベント等も必要だと思う（分団問わず）』あり

対応案③ 発災時の出動基準のベースを作成する

- ・消防団としての活動のベースとなる風水害等も含めた有事に対応したマニュアルを作成し整理する（本団役員会にて検討中）

対応案④ 嘱託員の加入促進を行う

- ・嘱託員の活動については、常日頃からの分団との意思疎通が大事であることは前提として、新たな嘱託員の加入促進には、事務局（行政側）からの支援も必要である観点から、加入促進のために、事務局も募集も含めて窓口として加入推進をしていく。

対応案① 女性も基本団員として入団できる

- ・ 38歳以下であれば基本団員、39歳以上であれば一般の嘱託団員など男女分け隔てなく入団できるよう配慮する。

対応案② 暫定的に女性嘱託班を創設

- ・ 各分団において女性が占める割合はまだまだ少なく、女性の集まりのほうが所属しやすいという方のために、暫定的に女性嘱託班を創設し、38歳以下の方は基本団員か女性嘱託班、39歳以上であれば一般の嘱託員か女性嘱託班か、どちらかを選択することができる。（将来的に女性の占める割合が全体の半数近くになりつつある時が女性嘱託班を解散する判断の目安となる）
- ・ 女性嘱託班は災害時の指揮系統も含めて本団付きとするが、各分団の火災等の災害対応訓練の活動にも申し入れの上、参加できることとする。

対応案 現役世代の意識調査アンケートを実施する

- 38歳以下で、現役団員ほどの業務ができないために退団してしまう団員や入団に迷いがある方の実態調査をするために現役世代の意識調査アンケートを実施し、今後の制度運営の判断材料とする。

アンケート方法

- 回答期間 令和4年10月1日(土)～31日(月)
- 回答方法 回答用紙へ記入したのち郵送等による提出
- 対象者数 **460名** 男性...212名 女性...248名
(※37歳までの現役団員を除いた対象者)

あ…言うことなし

い・え…簡単には変わらないので、保留。

う…ここを「あ」にすることを目標にし、「入りたくない」理由を調べる。

小掠委員より	火災や災害時に地域貢献したい	あまり関心はない
消防団に入っても良い	あ	い
消防団に入りたくない(入れない)	目標 う	え

入りたくない(入れない)理由は?

【参考資料①】 災害時に役立つ資格と技術

資格名	資格の内容	想定される災害対応
救急救命士【国家資格】	怪我人の救命救急措置を施すことが許されている資格。	救命救急活動
防火管理者【国家資格】	多数の人が利用する建物などの「火災による被害」を防止するため、防火管理に係る消防計画を作成し、防火管理上必要な業務を計画的に行う責任者	職場などの防火管理
防災管理者【国家資格】	大規模・高層の建築物等において、地震その他の「火災以外の災害」による被害を軽減するため、防災管理に係る消防計画を作成し、防災管理上必要な業務を計画的に行う責任者	職場などの火災以外の防災管理
防災危機管理者【民間資格】	各種災害に対して十分な知識・技能を持ち、備え、初動、避難誘導、人命救助、復興、事業継続のリーダーとして期待される。	発災時の対応全般 防災啓発活動
防災士【民間資格】	防災に関する高い意識と知識や技能を持ち、社会の様々な場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待される	発災時の対応全般 防災啓発活動
危機管理士【民間資格】	自然災害や社会リスク発生時にリーダーとして行動できる。	発災時の対応全般 防災啓発活動
小型車両系建設機械【国家資格】	油圧ショベル・ブルドーザー・トラクターショベルなど10種類以上の機械を運転できる。	がれきの撤去
小型移動式クレーン【国家資格】	積載型トラッククレーン（ユニック）などの操作ができる	がれきの積み込み運搬 資機材の積み込み運搬
玉掛け【国家資格】	吊り上げようとしている荷物をクレーンのフックに掛ける作業を行うことができる。	がれきの積み込み

【参考資料①】 災害時に役立つ資格と技術

資格名	資格の内容	想定される災害対応
危険物取扱者 【国家資格】	火災や爆発などのリスクがあるものを扱うための資格 事故が起きたとき、周囲の人の避難や応急処置 (甲種) 最上位。消防法で定められた危険物をすべて扱える。 (乙種) 第1～6類あり、ガソリンや灯油を扱える4類が多い。 (丙種) 取扱いがガソリンや灯油など限定的で、業務も限定	消火活動 危険物に係る事故対応
自動車整備士 【国家資格】	車両や機械類などが不具合なく正常に作動するよう整備を施す	車両や機械類の点検修理
ボイラー技士 【国家資格】	給湯器や暖房器具などのボイラーの運用管理・メンテナンス 特級～2級までである	消火活動
ガス溶接技能講習 【国家資格】	ガスの燃焼によって溶かして接合する溶接(電気を使ったアーク溶接より低温のため薄いものや高温で割れやすいもの向き)	機械類の整備
小型船舶操縦士免許 【国家資格】	小型船舶(プレジャーボート、ヨット、クルーザー等)を操縦できる。 (一級・二級・特殊などで区域など制限あり)	救助作業(浸水害など)
社会福祉士【国家資格】	福祉の相談援助に関する高度な専門知識・技術を有し、福祉や医療の相談援助の場において重要な役割を担う。	避難所運営サポート 被災者支援
介護福祉士【国家資格】	介護を必要とする方々のさまざまな生活行為・生活動作を支援し、支える知識と技術を有する介護の専門資格	避難所運営サポート 被災者支援
防災介助士【民間資格】	高齢者や障がい者など支援・配慮を必要とされる方を中心に、災害から守り、支援することを目的とした資格	要配慮者避難行動支援 応急処置や介助

【参考資料②】 条例定数について

○ 国の指針「消防力の整備指針」（平成12年1月20日消防庁告示第一号）

当初（平成12年）

（消防団の業務及び人員の総数）

第三十八条 消防団は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 火災の鎮圧に関する業務
- 二 火災の予防及び警戒に関する業務
- 三 救助に関する業務
- 四 地震、風水害等の災害の予防、警戒、防除等に関する業務
- 五 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する業務

六 地域住民等に対する協力、支援及び啓発に関する業務

七 消防団の庶務の処理等の業務

八 前各号に掲げるもののほか、地域の実情に応じて、特に必要とされる業務

2 消防団における人員の総数は、次の各号に掲げる数を合算して得た数とする。

- 一 消防団の管理する動力ポンプの種類ごとに、第二十九条第一項及び第二項に規定する消防隊の隊員の数
- 二 大規模な災害時等における住民の避難誘導に必要な数として、消防団の管轄区域の小学校区内の可住地面積を〇・〇六平方キロメートルで除して得た数に一・一を乗じ、地震、風水害その他の自然災害の発生の蓋然性等を勘案した数を加えた数
- 3 前項の場合において、同項第二号に規定する〇・〇六平方キロメートルについては、人口密度、地域における諸事情等を勘案して増減させることができる。

現在（最終改正平成31年）

（消防団の業務及び人員の総数）

第三十六条 消防団は、次の各号に掲げる業務を行うものとし、その総数は、当該業務を円滑に遂行するために、地域の実情に応じて必要な数とする。

- 一 火災の鎮圧に関する業務
- 二 火災の予防及び警戒に関する業務
- 三 救助に関する業務
- 四 地震、風水害等の災害の予防、警戒及び防除並びに災害時における住民の避難誘導等に関する業務
- 五 武力攻撃事態等における警報の伝達、住民の避難誘導等国民の保護のための措置に関する業務
- 六 地域住民（自主防災組織等を含む。）等に対する指導、協力、支援及び啓発に関する業務
- 七 消防団の庶務の処理等の業務
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域の実情に応じて、特に必要とされる業務

平成26年改正

平成23年…東日本大震災発生

平成25年…『消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律』が施行

⇒多様化する災害から住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするための消防力の充実強化を着実に図っていく必要性から、消防団の人員についても方針の改正を行う。